

市政のひろば 主な内容

尾張津島天王祭 棧敷・観覧舟の申し込みを開始します・・・23
 国民年金の手続きについて・・・13
 ご存知ですか?福祉医療費助成制度・・・14
 耐震診断・耐震改修費補助制度のご案内・・・15
 津島市が実施するがん検診等のお知らせ
20,21

令和2年度 津島フレンドシップメンバー募集.....24
 ホストファミリーボランティア募集.....24
 健康診査を「毎年」受けましょう.....30
 子どもの目.....33
 私のカルテ.....35
 街角散歩.....39

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
 (各担当課のGはグループの略です)

お知らせ

国民健康保険からのお知らせ

平成31年度国民健康保険納税通知書(第1・2期)を5月中旬に送付します

今回送付する納税通知書(仮算定)は、前年度から引き続き国民健康保険に加入している世帯を対象に、前年度の国民健康保険税の年額の10分の2を暫定的にお支払いいただくものです。

納付期限 第1期 5月31日(金)
第2期 7月1日(月)

7月中旬には、前年中の所得や今年度の固定資産税、加入者数をもとに算定した年税額から、今回送付する仮算定税額を差し引いた納税通知書(本算定)を送付します。

平成31年4月1日以降に新規加入さ

れた世帯の納税通知書も7月に送付します。

保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がなく、仕事などで忙しい方に大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがありません)。

☎ 24-11113



軽自動車税について

平成31年度軽自動車税納税通知書の発送日は、5月7日(火)です。

一定の要件を満たした身体障がいがある方などは、減免できる場合があります。

税率等の詳細については、市ホームページ、納税通知書等でご確認ください。

問合せ 税務課市民税G ☎ 55-9263

個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市県

民税を特別徴収していただくこととなります。

市では、法令等の規定に基づいて、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付します。事業主の方々のより一層のご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パートアルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な)方

津島市原子爆弾被爆者手当の支給について

対象 市内在住で、被爆者健康手帳の交付を受けている方

手当の支給額 月額20000円

申請方法 被爆者健康手帳と申請者の印鑑を持参して、総合保健福祉センターへお越しください。

※すでに支給認定を受けている方は、手続きの必要はありません。

問合せ 保健センター ☎ 23-1151

春の安全なまちづくり県民運動

5月11日(土)～20日(月)

犯罪にあわない 犯罪を起こさせない
犯罪を見逃さない

住宅を対象とした侵入盗の防止

- ・短時間の外出・在宅中・就寝中を問わず、窓やドアの力ギかけをしましょう。

自動車盗の防止

- ・センサーライトや、防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- ・車両には、ハンドル固定装置、ナンバープレート盗難防止ネジ、タイヤロック等の複数の盗難防止装置を取り付けると効果的です。

特殊詐欺の被害防止

- ・電話によるお金の要求に対しては、「お金の振り込まない」「ひとりで振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送等をしていない」を徹底しましょう。
- ・身に覚えのない有料サイトの利用料等を請求するメールや「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等と題するハガキに記載された連絡先には、絶対に電話をしないようにしましょう。

子どもと女性の犯罪被害防止

- ・人通りが多い、明るい道を通り、防犯ブザーや笛(ホイッスル)を携帯し、いつでも使える状態にしましょう。

問合せ 市民協働課交通防犯G

☎55-929000

春の全国交通安全運動

5月11日(土)～20日(月)

取組の重点

- ・子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

新入学児童のいるご家庭では、家族が手本となつて通学路を一緒に歩き、安全な歩き方や横断の仕方、信号の意味、自転車の正しい乗り方など基本的な交通ルールを子どもたちに身につけてあげてください。

ドライバーは子どもや高齢者に特に気を配り、減速・徐行し、後部座席も含めシートベルト・チャイルドシートを着用して、思いやりのある運転に努めましょう。

問合せ 市民協働課交通防犯G

☎55-929000

第61回水道週間

6月1日(土)～7日(金)

いつもの水に 日々感謝

水道に関するアンケートを市役所1階、神守支所、神島田連絡所で行います。皆さまのご協力をお願いします。

問合せ 上下水道部管理課管理G

☎55-972000

町内会とは

町内会は、住みよい地域づくりや、地域のさまざまな課題を解決するため、環境美化活動、防災・防犯などの活動を行っています。

阪神・淡路大震災、東日本大震災からも、地域社会の力、助け合い支え合う人間関係の大切さを学びました。

こうした人間関係を日ごろから自分の周りにたくさん持っていることが、いざというとき大きな力になります。困ったときに頼りになるのは、ご近所であり、町内会です。

ぜひ町内会・自治会に加入して、「安全で安心な住みよいまちづくり」にご協力ください。

町内会ではこんな活動をしています

情報の伝達

身近な町内情報や、市からのお知らせ等を「回覧板」などでお知らせします。

住民同士の交流

町内での親睦を深めるために、住民同士が交流できる行事を開催しています。

防犯活動

防犯灯の設置および維持管理をして、町内の安心・安全に努めています。

環境の整備

清潔で快適なまちをつくるため、ごみステーションの管理、道路や公園の清掃をしています。

よくある町内会に関する質問について

Q.町内会に加入するメリットはなんですか？

A.地域で作成する情報誌やチラシなどが回覧されるほか、日常生活上の環境整備に係る要望等を町内会で取りまとめ、市に要望します。

Q.町内会は市の関係団体ですか？

A.町内会は市から文書の配付や、事業等への協力を依頼されることはありますが、地域住民が自主的に結成し、運営している団体です。

Q.町内会の役員に市から報酬は支払っていますか？

A.昭和61年から、嘱託員および衛生委員個人への報酬は廃止となりました。平成26年度から、「町内会代表者」へと名称変更をし、町内会の運営および業務に対して助成金を交付しています。

Q.個人情報情報は町内会でどう取り扱っていますか？

A.平成29年5月に個人情報保護法が改正され、全ての事業者が保有する個人情報が適用対象となり、町内会もこれに含まれます。町内会が活動していく上で会員の情報を持つことは不可欠となるため、適正な管理に努めています。

問合せ 市民協働課地域コミュニティG ☎55-9298

お知らせ

募集

催し

教室・講座

子育て・健康

スポーツ

全国大会出場

成績発表

栄誉

寄附

あなたが支える赤十字運動

日本赤十字社は、災害救護や海外への援助、赤十字奉仕団の育成など幅広い活動を行っています。

昨年度は、464万5280円のご協力をいただきありがとうございます。

毎年5月は「赤十字会員増強運動月間」です。今年も皆様のご協力をお願いします。

問合せ 福祉課福祉G ☎24-11115

「心の居場所」は「ぴーるーむ・つしま」

心に病のある方、生きづらさを感じている方々が共に語り合い、社会参加への足掛かりをめざしたフリースペースです。

日時 毎月第2土曜日

午後1時30分～3時30分

場所 東小学校区「コミュニティセンター」

(東柳原町3-62-2)

対象 心に病のある方、生きづらさを感じている方およびその家族等

参加費 1000円

申込 不要

主催 精神保健福祉ボランティアグループ風車の会

問合せ 福祉課福祉G ☎24-11115

風車の会 村岡(代表)

☎090-22689-4138

(平日午前10時～午後5時)

「人権擁護委員の日」特設人権相談

6月1日は人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、私たちの身近な相談パートナーです。子どものことや家庭での悩みごと、いじめや体罰、プライバシーの侵害をされたなどの相談に応じます。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。電話での相談は左記へお願いします。

日時 5月31日(金)

午前10時～正午、午後1時～3時

場所 市役所1階相談室203

相談員 人権擁護委員

問合せ 人権推進課人権同和男女参画G

☎55-9364



労働相談

職場での悩みごと、困りごと、労働に関するトラブルなどの相談ができます。

相談は無料、相談した内容の秘密は固く守られますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談時間 平日の午前9時～午後5時

30分(祝日、年末年始は除く)

場所 海部県民センター産業労働課

(海部総合庁舎1階)
相談内容 解雇、賃金、退職金、労働時間、年次有給休暇、人間関係など

問合せ 労働相談専用ダイヤル

☎24-6104

経済センサス基礎調査にご協力ください

総務省は、令和元年6月から翌年3月までの期間で、経済センサス基礎調査を実施します。この調査は、わが国のすべての事業所の活動状態等の基本的構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的とする国

のもっとも基本的な統計調査の一つです。

調査対象

全国すべての事業所

調査方法

津島市では、令和元年6月から翌年1月までの期間に調査員が調査対象地域を巡回し、事業所の外観等により事業所の活動状態などを確認します。また、新たに把握した事業所には、調査票をお配りします。

皆様の調査へのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、回答内容は、統計法により秘密が厳守されます。

問合せ 企画政策課行政経営G

☎55-9465

「2019年工業統計調査」にご協力ください

総務省経済産業省は、令和元年6月1日現在で、「2019年工業統計調査」を実施します。この調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査です。

調査対象

全国の製造事業所

(国に属する事業所および従業者3人以下の事業所を除く)

調査方法

5月中旬に調査員が事業所に伺い、調査票をお配りします。

※一部の事業所は、総務省・経済産業省から直接調査票が郵送されます。

回答方法

①調査員に直接調査票を提出する

②インターネットを利用する

※インターネットでの回答は、24時間対応可能なもののメリットがあるため、ぜひご利用ください。

なお、回答内容は、統計法により秘密が厳守されます。

問合せ 企画政策課行政経営G

☎55-9465

